

## 屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月27日(水) 午前9時30分から
2. 開催場所 尾之間支所 3階 第3委員会室

### 3. 出席委員(23人)

会長	1番	鎌田	秀久	君
農業委員	2番	牧	優作郎	君
	3番	牧	潤三	君
	4番	西橋	豊啓	君
	5番	平田	耕作	君
	6番	岩川	原造	君
	7番	内田	政人	君
	8番	黒葛原	洋子	君
	9番	安藤	清浩	君
	10番	亀割	義一	君
	11番	大角	千名美	君
	12番	岩川	亜希子	君
	13番	上山	竜太	君
	14番	神宮司	守昭	君
推進委員	◎	田中	三九雄	君
	◎	白川	満秀	君
	◎	浜田	芳郎	君
	◎	楠	忠久	君
	◎	日高	晋作	君
	◎	備	邦雄	君
	◎	大堀	裕介	君
	◎	川崎	太一	君

### 4. 欠席委員(1人)

欠席者	◎	渡邊	浩	君
-----	---	----	---	---

### 5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告第14号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第37号 農用地利用集積計画について

議案第38号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について

議案第39号 非農地証明願について

議案第40号 農地利用最適化推進委員の補充選任について

### 6. 農業委員会事務局職員

係長 川東 卓磨

主事 岩川 篤也

相談員 西田 博隆

7, 概要  
事務局

おはようございます。

ただ今より平成 30 年度第 11 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。  
本日の農業委員会憲章朗 14 番委員の神宮司守昭委員にお願い致します。

憲章朗唱 (13 番委員)

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長

改めまして皆さんおはようございます。

最近新聞を見て少し気になる話題と言いますか、半農半Xという言葉がちよこちよこ出てくるようになりました。新聞の内容からは中山間地域にとっては、非常に必要なスタイルではないかというような内容だったかと思えます。私達のところもそういう視点に立って担い手を支援するという事も必要になってくるのかなと考えているところです。皆さんの方でも情報に気を配っていただきまして、新しい提案に繋げていただければありがたいかなと思っているところです。

本日の審議もよろしくお願ひします。

それでは本日の会議録署名委員を 9 番委員、10 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 14 号、耕作放棄地についての農地・非農地判断について事務局からの説明をお願いします。

事務局

報告第 14 号、耕作放棄地についての農地・非農地判断について、「耕作放棄地全体調査要領」に基づき把握された耕作放棄地について、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断基準等について、大字小瀬田地区の現地調査を実施し、別添のとおり非農地判断したので報告します。

はじめに調査地区：小瀬田地区、調査年月日：平成 31 年 2 月 1 日、調査者：地区担当委員 岩川亜希子農業委員、事務局：岩川篤也、西田博隆農地相談員、調査筆数：135 筆、面積 122,766 m<sup>2</sup>、うち非農地判断筆数 40 筆、面積 21,988 m<sup>2</sup>、判断しなかった筆数 95 筆、面積 100,778 m<sup>2</sup>となっています。非農地判断をしなかった内訳につきましては、下段をご覧ください。

続きまして、調査集落：長峰地区、調査年月日：平成 31 年 2 月 4 日、調査者：楠忠久農地利用最適化推進委員、事務局：岩川篤也、西田博隆農地相談員、調査筆数：169 筆、面積 324,084 m<sup>2</sup>、うち非農地判断筆数 53 筆、面積 114,288 m<sup>2</sup>、非農地判断をしなかった筆数 116 筆、面積 209,796 m<sup>2</sup>となっています。以上です。

会長

非農地判断の案件ですが、皆さん方からあえてご質問等ございますか。

(「ありません。」の声あり)

報告案件ですので、このようにお知りおきください。

続きまして議案第 36 号ですが、先ほど事務局からも説明がありましたように、必要書類が揃わなかった事から今回の提案は取り下げたいと思います。

次に議案第 37 号、農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 37 号、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号 25 番、権利種類：所有権移転、契約内容：売買、申請人：譲受人■■■■、譲渡人■■■■、土地の所在：■■■■、現況地目：畑、農用地区域内農地、内容：馬鈴薯・甘藷、移転時期：平成 31 年 3 月 1 日、対価■■■■円、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等：主な経

営作物が馬鈴薯、甘藷、ぼんかん・たんかん、パッションフルーツ、経営面積が所有地 80,898 m<sup>2</sup>、借地が 19,007 m<sup>2</sup>の合計 99,905 m<sup>2</sup>、従事日数 280 日、農機具等の保有状況が軽トラック 1 台、トラクター 2 台、SS 1 台、選果機 1 台、管理機 1 台、ブームスプレイヤー 1 台、収穫機 1 台、以上です。

会長 整理番号 25 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

推進委員 当該農地は受人の所有農地に隣接をしております、区画を整理して圃場整備を行う予定であります。現在は農地中間管理事業を通して [ ] が馬鈴薯を栽培しておりますが、合意解約がなされ馬鈴薯収穫後に受人へ引き継がれる予定となっております。ご審議方よろしく申し上げます。

会長 それでは皆さん方からご意見ご質問いただきます。

4 番委員 受人は資料にもありますように、経営面積が約 10 町歩近くにもなるという事で、これまでも中間管理事業を通して経営規模の拡大を図っていますが、今回は個人間の売買という事で何等問題はないと思いますので賛成したいと思います。

会長 私の方でも補足いたしますが、今回の申請地の左側、ここは受人の農地です。それから右手前側 3 枚、これも受人の農地です。上の方の右隣も確か受人の土地だったかと思えます。この申請地の左側と今回の申請地を一体として大きな畑をつくりたいというのが申請人のお父さんの願いだそうです。

それでは、整理番号 25 番については計画を認めることにご異議ございませんか。  
(「はい。」の声あり)  
整理番号 25 番は認めることに決定いたします。

続きまして、整理番号 26 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 整理番号 26 番、権利種類：所有権移転、契約内容：贈与、申請人：譲受人 [ ]、譲渡人 [ ]、土地の所在： [ ]、現況地目：畑、面積：2 筆合計 10,074 m<sup>2</sup>、農用地区域内農地、内容：ぼんかん・たんかん、移転時期：平成 31 年 3 月 1 日、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等：主な経営作物がぼんかん・たんかん、経営面積はございません。従事日数が 250 日、農機具等の保有状況がトラクター 1 台、耕耘機 1 台、オレンジキーパー 2 台、選果機 1 台、以上です。

会長 整理番号 26 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

会長 この案件につきましては、私の方でいたします。  
申請地につきましては、昭和 40 年に構造改善事業で開かれた樹園地が一体にございます。その中の 2 筆になりまして、この場所は従来、たんかんの外来種を植えていたんですが、現在ナガタムシ等で 90%以上が駄目になっているところがございます。譲渡人の方はこれ以外にもこの地域に畑はございますが、何故ここだけなのという事に対しましては、先ほど事務局の説明にございましたように改植事業の関係でございます。それから受人の方は二男になります。今現在は [ ] の仕事に行っております。長男でなくて二男でいいのという事に対しましては、この部分を二男、麦生地区の方を長男へという考えがあるようです。この改植事業を前から相談をしていたようで、事務局の説明にもございましたように、改植事業にのせる為には譲渡人の年齢ではクリア出来ないという事で後継者の名義にして受人の方で事業申請をするという事でございます。若手後継者への経営移譲ですので期待をしているところです。以上です。

会長 整理番号 26 番について皆さん方からのご質問をお受けいたします。ご意見等ございませんか。

4 番委員

この案件を見た時に何で二男坊かなと思っていたんですが、それにつきましては分かりました。2年前からこの改植事業はスタートして、これも一部分の改植では駄目だと、全体的にやらなければならないという事で、50%の助成だと認識しています。ですので老木の場合、特にタンカンは外来種であれば50~60年経っているのではないかなという気がします。受人は[ ]でもう10年以上働いてもらっていて、一生懸命頑張っていますので是非認めてもらって、新しい苗木を植えれば、まだ若いのでこれから良くなっていくと思います。これについても賛成したいと思います。

会長

ほかにご意見等ございませんか。  
(「ありません」の声あり)

それでは、整理番号26番については計画を認めることにご異議ございませんか。  
(「はい。」の声あり)

整理番号26番は認めることに決定いたします。

続きまして整理番号27番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号27番、権利種類：所有権移転、契約内容：売買、申請人：譲受人が公益財団法人鹿児島県地域振興公社、譲渡人[ ]、土地の所在：[ ]、現況地目：畑、面積：2筆合計1,399㎡、農用地区域内農地、利用目的：普通畑、所有権の移転時期：平成31年3月13日、対価：2筆合計[ ]円、対価の支払方法：口座振込、農地売買等事業にかかる公社の買入案件です。以上です。

会長

整理番号27番について担当委員のご意見をお願いいたします。

11 番委員

譲渡人は土建業に勤めてまして、農業はやらないという事で、娘さんが農業高校に行ったんですが、今年農業以外の分野に就職をされ、これからは農業はやらないという事でしたので、農地を売りたいという申出があつて、地域振興公社を利用する事によって土地の購入を断念していた農家も準備期間を与えていただき、思い切り農業が出来るのではないかと、良い事だと思っておりますのでよろしくご審議ください。

会長

整理番号27番について皆さん方からご意見ご質問いただきます。

4 番委員

ここは土地改良をした場所じゃなかったですかね。土地改良をした場所については、これは相手が公社ですので問題はないかと思いますが、その土地に賦課金、これは工事費及び維持費になりますが、特別賦課金については償還終了までですが、維持費については、ずっと続いていきます。この様な事で時期が来たら公社から買受予定者へ譲渡されると思いますので、個人間ではないから大丈夫だと思われそうですが、今後の特別賦課金と経常賦課金の取り扱いについてはきちっとしていただきたいと思います。

会長

今の土地改良事業との関連につきまして補足いたしますが、既にこの計画を出す時には、公社から借りる人を決めていただいて、貸借の契約もほぼ出来ています。しかもその土地について先ほど西橋委員からありましたように、特別賦課金についても土地改良区の方から精算をしてもらって、残っている特別賦課金、納期が来ていない賦課金も数字をいただいて売買代金が入った時には、その分は繰上償還をしていただくように本人には示してございます。

それでは整理番号27番についてほかの皆様からご質問ございませんか。  
(「ありません。」の声あり)

皆さん方からご質問なければ、整理番号27番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 27 番は認めることに決定いたします。

続きまして議案第 38 号、農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について事務局からの説明をお願いします。

事務局

議案第 38 号、農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項に基づき意見を求めます。

整理番号 1 番、変更区分：農用地除外、申請人 [ ]、土地の所在： [ ]、地目：畑、面積：2,159 m<sup>2</sup>うち 500 m<sup>2</sup>、利用状況：休耕地、土地利用規制：農用地区域、変更理由：現在借家住まいであり、自己の住宅を建築するため、変更目的及び事業計画：一般住宅及び倉庫が 455 m<sup>2</sup>、駐車場 24 m<sup>2</sup>、防風林 21 m<sup>2</sup>、所要面積の合計が 500 m<sup>2</sup>、工事計画：平成 31 年 6 月、資金計画：自己資金 [ ] 円、融資 [ ] 円、合計 [ ] 円となっています。以上です。

会長

整理番号 1 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

11 番委員

集落行事に楠川地区から現在も通って来ていて、集落のみんなも [ ] が小島集落に帰って来る事を希望しています。 [ ] の祖父母だったんですが、今はもう亡くなっていてその方がおっしゃった事をちょっと思い出しました。自分が父から受け継いだ土地を孫である [ ] までしっかり受け継いでもらうために自分は今こうして頑張っているんだという事をお伺いした時に、言葉にして継承していく事を願いつつ亡くなられた祖父母の気持ちがしっかり孫に伝わっていたのかなど、すぐにでも帰って親のぼんかん・たんかん、稲作の土地を受け継ぎ頑張りたいという姿勢をみんなに意思表示をし、また同僚達もそれをすごく望んでますので何等問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

会長

整理番号 1 番について皆さん方からご意見ご質問いただきます。

8 番委員

現地調査に立ち会いました。この場所が海の近くにあって、農道に立って見た時に海がチラチラ見えるんですね。防風林も周りに立っているんですけど、それほど防風林の役割も果たしてなくて農地にも果樹を植えても風に飛ばされるだろうし、あまり農地には適さないなという実感は持ちました。それから小島出身の若者が新しい家族を連れて帰ってくるという事でこれは大賛成ですのでこの案件には賛成したいと思います。

会長

ほかのみなさまからご質問、ご意見ございませんか。

4 番委員

会長と話をして、それから父親の [ ]、 [ ]、それから結婚をしていますので奥さんとも話をしました。担当委員からも説明がありましたように [ ] も現在楠川地区に住んでいますが、小島地区の集落役員、消防団員もしています。もし小島地区で火事が発生した場合、楠川地区からでは間に合わない、また行事等もかれこれある、父親である [ ] もぼんかん・たんかん園が相当面積があつてですね地元に戻って来てもらえばすごく心強いと思います。是非認めていただければと思います。私も異議はございません。

会長

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

10 番委員

[ ] は私の遠い親戚になりますが、やっと帰って来れるようになったかというふうに安心をしているところです、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

会長

ほかにごございませんか。

(「ありません。」の声あり)

皆さん方からご質問なければ、整理番号 1 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 1 番は認めることに決定いたします。

続きまして整理番号2番について事務局からの説明をお願いします。

事務局

整理番号2番、変更区分：用途区分変更、申請人[ ]、土地の所在[ ]、地目：畑、面積：1,631㎡うち790㎡、利用状況：畑、土地利用規制：農用地区域、変更理由：収穫物の保管場所としてのパイプハウスや農業用の資材置場として倉庫等を建築するため、変更目的及び事業計画：倉庫66㎡、加工場40㎡、パイプハウス120㎡、農業用資材置場564㎡、合計790㎡、工事計画：転用済、資金計画：[ ]円となっています。以上です。

会長

整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。

6番委員

[ ]につきましては、皆さんもご存知のように7町歩ほど馬鈴薯、安納芋それとマンゴー、ウコン等を有機で栽培してしまして、屋久島の中でも指折りの農家ではないかと思っています。今回計画にありますように倉庫、加工場を建築するという事で、これにつきましては、ウコンの洗い場とかを建築する予定でございます。ウコンも粉まで加工して販売する計画をしているようです。今後も規模拡大を図っていく上では必要となってくる施設ではないかと思っていますところ。以上です。

会長

整理番号2番について皆さん方からご意見ご質問いただきます。

4番委員

説明資料の写真を見れば、私も現地にも行った事はありますが、馬鈴薯・焼酎用甘藷、それからウコンと親子で栽培していて機械類も相当あるし、それからキャリが全て使うという形である程度の場所もなければいけないという事もあると思いますので、隣接という形ですので認めてもいいのではと思います。以上です。

会長

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

皆さん方からご質問なければ、整理番号2番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号2番は認めることに決定いたします。

続きまして整理番号3番について事務局からの説明をお願いします。

事務局

整理番号3番、変更区分：農用地除外、申請人[ ]、土地の所在[ ]、地目：畑、面積：499㎡、利用状況：畑、土地利用規制：都市計画区域、農用地区域内、変更理由：現在借家住まいであり、自己の住宅を建築するため。変更目的及び事業計画：土地造成及び一般住宅で499㎡、工事計画：平成31年9月、資金計画：融資[ ]円となっています。以上です。

会長

整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

5番委員

従来この土地には、タンカン等が栽培してあったんですが、昨年の農地利用状況調査の時にバナナに植え変わっておりびっくりしました。資料の航空写真がバナナになります。種子島からもらってきて植えたそうです。バナナを植えた経緯というのが、タンカンにナガタムシが入ったために全て抜根したという事でした。地図でいうとこの下の方の斜線部分にもタンカンを植えておりますが、ここも時間の問題という事でした。このバナナをこの土地に移した上で家を建てるというような事を言われてました。この地図の上の角っこに家が建っていますが、ここが長男さんの家になります。今回建てる場所は、二男さんの家を建てるという事で、この近隣の住宅状況も近年宅地化が進んでおりますので、転用はやむを得ないのかなと思っています。以上です。

会長

整理番号3番について皆さん方からご意見ご質問いただきます。

4 番委員

申請人のお父さんはポンカン・タンカンを一生懸命つくっておられましたが、何しろ有機栽培でやっていますのでやっぱり病気等が多くて苦勞をされていました。先ほど説明がありましたが、立派なバナナが植えているなど見ていたところでした。これについては親もとに家を建てて住むという事ですので認めてもいいのではと思っていますところでした。以上です。

会長

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

皆さん方からご質問なければ、整理番号3番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号3番は認めることに決定いたします。

続きまして議案第39号、非農地証明願について事務局からの説明をお願いします。

事務局

議案第39号、非農地証明願について、次のとおり非農地証明願があったので議決を求めます。

整理番号17番、申請人[ ]、土地の所在：[ ]、地目：畑、面積：435㎡、農地区分・土地利用規制：農用地区域内、第2種農地、非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：申請人の母親が耕作をしていたが、20年程前より体調を崩し耕作が出来なくなり、そのまま現在に至るという事でありました。以上であります。この申請地につきましては、農用地区域内農地でございます。非農地証明願の取扱指針にありますように、農用地区域内農地については、非農地証明願の対象農地として取り扱わないとされていますが、今回、事務局の不手際により申請を受理してございます。ですので今回は提案をしておりますが否決という形になるかと思えます。ただ、今回の案件につきましては、現地調査の結果、現況ダチクが生い茂っており、農地の再生利用が困難な非農地状態という事で地区担当委員からも報告を受けておりますので、非農地証明願では否決する形になりますが、毎年実施する農地利用状況調査に基づき行う非農地判断、こちらについては、農用地区域内農地でも関係機関との調整を図った上で非農地としてやむを得ない場合は、非農地として取り扱ってもよいとされています。この案件につきましては関係機関と協議を行い非農地か否かの判断作業を行っていきたいと考えております。

大変申し訳ございませんでした。

5 番委員

少しよろしいでしょうか。例えばこのように判断で非農地にした場合には、通常非農地証明願と同じ扱いという認識でよろしいでしょうか。勝手に進めて行くというのは後で問題が生じた場合の対応もありますので。

会長

今説明があったように、農用地区域に入っていますので、ここを農地以外の全く別の用途で使うという事になると、当然、農用地区域の除外申請の許可を受けなければなりません。私が登記簿を確認した時に土地改良事業による換地処分の記載がございましたので、何等かの公共投資もされている箇所になりますし、公共事業投資が行われた箇所については農用地区域に入っていないと事業上問題がある事になりますので、そこは場所によって、あるいは条件によって農用地区域の除外が可能かどうかという判断は後持って出てきます。山林原野でも町内、農用地区域に指定されたところはたくさんございますので、そういうところは全く他の目的として活用する場合は、除外申請が必要となってきます。

先ほど事務局から方向性について示されましたが、このことについて取りあえずこの非農地証明願については、今回認めないという方向で説明がございました。これについて皆様の意見を伺います。

4 番委員

今事務局から説明があったとおり、非農地判断という方法もあるという事ですの

で、関係機関と協議を進めて、出来れば非農地の方向で進めていただければと思います。

会長 ほかにご質問、ご意見ございませんか。

6 番委員 先ほど説明がありましたように、農用地区域内だから出来ないという事ですが、現地に行かれた方につきましては非農地はやむを得ないと皆さん思っていると思います。そう考えれば、今の個人としてではなく組織としての非農地判断で対応していただければいいと思います。

会長 それではまとめますが、今回のこの非農地証明願については、不許可という判断をする事とし、今後の対応については、現在計画的に実施している非農地判断の方で対処していくという事でご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 17 番は不許可に決定いたします。

10 分ほど休憩したいと思います。

会長 それでは再開します。

議案第 40 号、農地利用最適化推進委員の補充選任について事務局からの説明をお願いします。

事務局 議案第 40 号、農地利用最適化推進委員の補充選任について提案いたします。屋久島町農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項及び屋久島町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則第 8 条の規程により、推進委員の補充選任について議決を求めます。

整理番号 1 番、氏名 [REDACTED]、住所 [REDACTED]、生年月日 [REDACTED]、  
[REDACTED]、応募担当地区：南部第 2 地区、続きまして整理番号  
2 番、氏名 [REDACTED]、住所 [REDACTED]、生年月日 [REDACTED]、  
[REDACTED]、応募担当地区：南部第 2 地区。今回、南部第 2 地区に欠員が生じたという事で 1 名の欠員補充を行うものでありますが、公募期間中に先ほどの説明のとおり 2 名の者から応募がありました。推進委員の選任については、屋久島町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則第 8 条の規程により、農業委員会総会における合議によって推進委員を決定した上で、推進委員として委嘱するものとなっており、定数以上の応募、推薦者があった場合  
の委員の選任については透明なプロセスで選考を行い、選定した理由についても公表することとされています。この事を踏まえ今回の選任につきましては、配布してあります応募届出書を基に、選考調書の各項目毎の厳正な評価の上、選定理由を明確化するために評価点数により決定を行いたいと思います。以上よろしく申し上げます。

会長 今説明があったとおりですが、2 名の方の応募届出書については、今お目通しされていると思います。それと皆様のお手元にチェックシートが 2 人分ございます。本来であれば皆さん個人毎にチェックシート内に採点をしていただき集計をしていく形になるかと思いますが、時間的な部分も配慮しまして、皆さん意見を交わす中でチェックシートをつくっていきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

(チェックシート内各項目ごとに協議)

会長 それではただ今の皆さんから協議していただきました結果を基に屋久島町農業委員会農地利用最適化推進委員として、[REDACTED] を推進委員に委嘱したいと思います。ご異議ございませんか。

(「ありません。」の声あり)



推進委員の補充選任については、                    という事で決定をして、推進委員として委嘱いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第 11 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時35分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

9 番

10 番

平成 31 年 2 月 27 日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久